明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働六五）　一
〔告　示〕
○地域再生計画を認定した件（内閣府七四～八五）　一
○地域再生計画の変更を認定した件（同八六～一三三）　二
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働一七〇）　八
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一五九六）　九
○生産業者及び輸入業者の名称又は住所の変更に係る届出があった件（同一五九七）　三
○肥料の登録が失効した件（同一五九八）　三
〔公　告〕
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任、企業年金基金変更、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分関係　四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　五

省　令

○厚生労働省令第六十五号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四百三十二号を第四百三十四号とし、第四百十号から第四百三十一号までを二号ずつ繰り下げ、第四百九号を第四百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四百十一　硫酸カリウム

別表第一中第四百八号を第四百九号とし、第二百七十二号から第四百七号までを一号ずつ繰り下げ、第二百七十一号の次に次の一号を加える。

二百七十二　乳酸カリウム

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第七十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　『水辺』の再生から『地域』の再生へ　さんのへ】計画

二　地域再生計画の名称　【『水辺』の再生から『地域』の再生へ　さんのへ】計画

三　地域再生計画の区域の範囲　青森県三戸郡三戸町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県、土浦市、石岡市、かすみがうら市及び小美玉市

二　地域再生計画の名称　〝山・湖・空〟豊かな自然環境・観光資源をつなぐ　地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　土浦市、石岡市、かすみがうら市及び小美玉市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第七十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十項の規定に基づき、平成二十五年四月二十六日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　小美玉市

二　地域再生計画の名称　「水・緑・空」が輝くふるさと創造計画

三　地域再生計画の区域の範囲　小美玉市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）